

中学校における食物アレルギー対応のご案内

★ご確認ください★

学校生活における食物アレルギー対応はすべて「学校生活管理指導表」に基づいて行います。

【学校生活における食物アレルギー対応とは？】

- ・給食 ※お弁当を選択される方も学校生活管理指導表をご提出いただきます。
- ・食物・食材を扱う授業・活動（調理実習，理科の実験など）
- ・運動（体育・部活動など）
- ・宿泊を伴う校外活動（スキー教室（1年），修学旅行（3年）など）

給食や宿泊行事に限定した食物アレルギー対応はできかねますので，ご了承ください。

①下記QRコードより，お子さんの進学先を選び「食物アレルギー調査票」に 全員入力をお願いします。

※QRコードでの入力が困難な場合は，進学先の学校に御連絡ください。

※学校選択制及び受験を検討されている方は進学先が決定次第ご入力下さい。

②医師から食物アレルギーと診断されている方は「学校生活管理指導表」を下記の いずれかの方法にて受け取り，学校での対応について「学校生活管理指導表」を 持参し，病院を受診してください。

【学校生活管理指導表の入手方法】

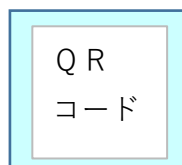
- (1) 進学する中学校に問合せ入手する。
- (2) 在籍している小学校（調布市立小学校）に問合せ入手する。
- (3) 調布市のホームページからダウンロードし，プリントアウトする。

食物アレルギー提出書類 

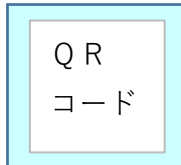
医師が学校での食物アレルギー対応が必要だと診断した場合は，1～2月に行われる 保護者説明会の際に「学校生活管理指導表」をご提出ください。

（説明会を御欠席される場合は，進学先中学校にご持参もしくは郵送をお願いします）

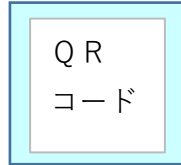
【調布中学校】



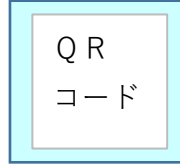
【神代中学校】



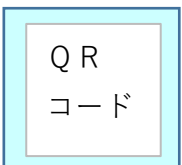
【第三中学校】



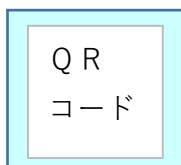
【第四中学校】



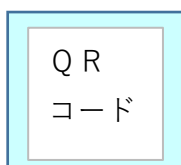
【第五中学校】



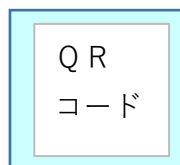
【第六中学校】



【第七中学校】



【第八中学校】



《中学校での対応》

- 1, 学校生活における食物アレルギー対応とは、給食だけでなく宿泊行事や調理実習等も含まれます。
→小学校でブルートレイの方（市統一で給食では使用・提供しない食材のみが原因食物と診断されていたお子さん）も宿泊行事等で原因食物が提供される可能性があります。このような場合も含めて、対応が必要な場合は、医師と相談のうえ、入学に際して学校生活管理指導表をご提出ください。
- 2, 中学校給食は除去食・代替食は提供しません。
→中学校給食は自校方式ではなく、親子調理方式で、近隣の小学校で作ったものを配送するため、除去食・代替食の提供ができません。原因食物を使用する献立には代替食をご持参ください。
- 3, 中学校給食はおかわりができるようになります。
→中学校給食では食物アレルギーのあるお子さんもおかわりができるようになります。喫食前に教職員も確認しますが、原因食物を使用する献立を誤って食べないように、家庭で毎朝確認し、本人への意識付けをお願いいたします。

食物アレルギーと
診断されている

食物アレルギーと
診断されていない

保護者説明会時（1～2月）までに

保護者説明会時（1～2月）までに

「食物アレルギー調査票」に入力し、以下の書類を中学校に提出。

「食物アレルギー調査票」に入力し、終了。

- ・ 学校生活管理指導表（医師が記入）
- ・ 個別取組プラン（中学版）（保護者が記入）
- ・ 緊急時個別対応カード（保護者が記入）

後日面談日程を決める。

入学前

中学校にてアレルギー面談を行い、対応内容を決定する。

4月

給食での対応開始。対応に変更などがあれば随時更新。

7月以降

学校生活管理指導表の更新+次年度の対応内容を決定

卒業もしくは除去解除するまで 1年毎に学校生活管理指導表を更新し面談を実施。
対応変更時は随時、学校生活管理指導表の更新と面談を実施。